

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 12 月 17 日 (木)	開 議	午後 4 時 40 分
		散 会	午後 6 時 45 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、安齋副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、委員長から一言申し上げます。

当委員会の開議がこの時間までずれ込んだことにつきましては、総務部からは、本日15時には市長発言に係る御返答をいただいておりますが、その後、理事会での調整に1時間ほど要してしまい、理事者の皆様をお待たせすることになってしまいました。委員会を代表して一言おわび申し上げます。申しわけございません。

なお、審議の充実を図るため、私の指示により、昨日の委員会の一部の反訳メモを議会事務局に作成させ、委員及び市長に配付いたしております。

それでは、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長

昨日の総務常任委員会における安齋委員の御質問に対する私の答弁の中で、濱本委員から御指摘をいただき、言葉足らずだった部分が2点ございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、「しかしながら、それだけではなく、私自身このたび公約として掲げさせていただいた取組の中で、例えば、ステーションを増やすとか、さらには15センチメートルの出動を10センチメートルに切り替える、さらにはガタガタの道路等のお話もありますけれども、当時特に、基準を変えるということを、ステーションを増やすということは、過去に取り組んでいたという経緯がございます」という部分につきましては、市が取り組んだという趣旨でお話したものですので、「当時特に、基準を変えるということを」の前に「市として、」という主語を補足していただきたいと考えております。

2点目は、その次の段落の中の「そのような取組を経験されている、過去に、そのときに、業務に携わられているその変化のことを熟知されている、そういう意味では、現在の職員の方々にその過去の取組とか、その経緯、その変え方、そのようなことを伝達をしていただける、そういう意識も除排雪という枠においては鑑みた部分があります」の部分につきましては、参与が経験し、伝達するという趣旨ですので、「そのような」の前に「参与が、」という主語を補足していただきたいと考えております。

大変失礼をいたしました。

○委員長

この際、委員長から市長に対しまして、改めて一言申し上げます。

当委員会といたしましては、先ほどの市長発言及び提出された資料について、事実関係を無視しており、我々が求めていたものとは異なっていたとの認識を持っております。

また、今回のような、主語の補足を一たび認めると、主語のない市長答弁の信憑性が失われるばかりか、後づけでの言いわけを助長することにもなりかねず、基本的に今回の補足を認めるわけにはまいりません。

しかし、委員会として市民生活に関する付託案件を抱えている以上、審議を中断したままにすることはできず、大所高所の見地から会議を再開するに至ったわけでありまして、決して、当委員会として、市長発言の内容に納得した上での再開ということではないことを申しつけ加えておきます。

市長におかれましては、今後の答弁に際して、まずは事実関係をしっかりと踏まえた上で、聞き方によってはいかようにも捉えられるような答弁をすることなく、5W1Hを押さえた正確な答弁をしていただかなければならないと感じているところであります。

最後に、昨日の参与の答弁における態度については、非常に不遜であったように感じておりました。本日は出席

されておりましたが、今後、出席される場合は、真摯な態度で答弁に臨まれることをお願いするものであります。

それでは、このことについて皆さん方から一言お願いいたします。

○濱本委員

今、委員長が申し上げたとおりです。これまで、昨日の休憩、散会、そして今日の開議まで大変時間がかかった、前にも、どこかの場面で申し上げましたけれども、開議に至るまでの間のやはりいろいろな努力が足りなかったのではないのかなと思います。委員長が冒頭に申し上げましたように、この時刻の開議に当たっても、我々の部分の中で遅れた部分については、間違いなく陳謝させてもらいました。そういうことがやはり市長にも求められるのかなと思っております。今後も、こういうことがないことを望みますけれども、市長におかれては、心に十分とめて、誠実な、真摯な議会対応を、委員会対応を改めてお願い申し上げます。

○酒井（隆裕）委員

委員長が発言されたことに全面的に賛同したいというふうに思います。

○齊藤委員

市長、要らないことをたくさん言ってごまかすのはやめていただきたい。市長の、人を欺く答弁については、全く許すことはできません。どう言い繕ったとしても、安齋委員の質問の答弁で、参加がかかわっていたかのごとく答弁を行った事実は、消えません。濱本委員の質問において参加本人の不関与が明らかになった以後も、市長が事実誤認あるいは錯誤を否定したということは、その前の安齋委員の質問に対する市長答弁で、市長が、当然、前後の文脈からすれば、参加本人は10年前のステーションの変更にかかわっていなかったかもしれないとの認識を持ちながら、そのことを認識していながら、あたかもかかわっていたかのごとき答弁をとうとうと行っていたということは、全く驚くばかりであります。百歩譲って、錯誤、勘違いであった、かかわっていたように勘違いをして答弁したというのであれば、まだしもであります。そうではなく、わかっていると言ったのだ、そういう答弁を市長はされたわけでありまして。わかって言ったということは、意図して議員を欺く答弁を行ったということでありまして。直接的には安齋委員を、間接的には総務常任委員会全てを、さらには市民を欺くことでありまして。この答弁を聞けば、参加参加は10年前のステーションの変更にも関与していたのだ、だから、今回も変更に対して、その経験を生かして職員に過去の経緯を伝達してくれたのだ、そのように理解しますよ。これは早合点でも何でもなし、誤解でも何でもなしです。市長がそのように答弁したのです。普通の理解ですよ。かかわっていたと理解するのは当然です。それを、主語は市だ、市が取り組んでいたことを、同じ土木だから、用地管理課長であっても、知っていたのだから、直接かかわってなくても、指摘された後になってから、その経緯だとか考え方は伝達できる、そのように言うのは、詭弁ですよ。そういうことを議会で、一般世間でも、言うてはだめですよ。信義誠実の原則に反します。このようなことを毎度議会でやられたら、議会は成り立たない。市長、しっかり反省していただきたい。このようなことは絶対に繰り返さないと約束していただきたい、そう思います。

○佐々木委員

私からも、一言言わせていただきます。

日本語というのは、主語を往々にして省略する場合があります。今回の市長の御答弁のここの前後のところでも、見ましたら、主語が4回省略されています。そのうち、市長が直されたところを市はというふうに変えるとすれば、四つのうちの三つが参加がということになりまして、残り一つが市はということになる。普通、こういう場合は、小学校の作文教育においても、主語は省略しません。ですから、今回の場合も、本来であれば市長は、最初からも市と入れるのであれば、きちんとした答弁をされるべきであったというふうに思います。このようなことはきっと市長も御存じのことだとは思いますが、やはりそういうことについてきちんと、了解、暗黙の了解なのです、主語を省略するというのは、そこを省略できなくなってしまうというようなことというのは、以前も秋元議員にかかわって、私は、主語は誰ですかという質問を1回しました。こういうことが、毎回、これから、主語は誰

ですか、市長が省略された主語、ここの主語は誰ですかということを議会の中でそのたびに確認しなければ議事が進まないというのは、市長が私にも何度もおっしゃいました、本来の政策論議がしたいのだということについての時間をどんどん割いていく、また、信頼関係を失っていく中でそういうことができなくなっていく、そういうことになっていきますので、ぜひ今回のことにつきましては、反省の上、善処をお願いしたいというふうに述べさせていただきます。

○安斎委員

私の質問における答弁でこのようなことになりまして、24時間たって再開ということになりました。皆さん、調整にいろいろ努力させていただきましたことを感謝申し上げます。

そして、市長においても、その部分で少し趣旨が伝わりづらいというところも反省していただいているということでございますけれども、もう一度読み返すと、主語を市としたところの部分の前に、参与を任用した理由を、「一つの理由ではございます」と言った後に、「しかしながら、それだけではなく」と始まっているので、市のことの取組だというふうに言っていたとしても、そこはやはり参与の部分で言っているのだろうというふうに認識されると思います。さらに、後段で、参与のことについて、ステーションの変化のことを熟知されているとか、その変え方を伝達していただけたというふうにおっしゃっていただけますけれども、実際はその制度変更には携わっていなかったということもありますので、この点はやはり、制度設計に携わっているから熟知しているのだというふうにも聞き取れてしまいます。

また、参与においては、その業務に携わっていないというふうにおっしゃっていましたが、参与はもともと議会に出るはずもない方でありますから、答弁の仕方もわからないのかもしれませんが、その方の答弁自体が、先ほど委員長がおっしゃったように、不遜の、大変こちらについてとげのある答弁しかされていないということもありますので、今後出るかどうかはわかりませんが、ぜひ市長からお話ししていただきたいと思います。

また、市長については、今後、質問されて、いろいろと話をされると思いますが、私については質問の時間が終わっているので、今後、この点についてはしっかり質問させていただきたいと思っております。

なお、新聞報道で、上林教育長が副市長候補だということが取り上げられていました。私たちとしても、いろいろな話は来ていたのですけれども、こういった状況の中でそういった話をどうして出してしまうのか、しっかりとけじめをつけてからいろいろ物事を進めるべきだなと思っております。これについては、まだ我々党派には御説明がないのですけれども、もし可能であれば、後ほど、上林教育長がこの事態についてどう考えて、そして、上林教育長がもし副市長だったらどのように収束させるのか、そういったことも一言いただきたいというのが、私の思いであります。まだ議会への説明がなく、今定例会に出るかどうかはわかりませんが、本来であれば、副市長がいて、そして、参与がないというか、副市長がこういった事態を調整し、正常化させることが普通だというふうに思っておりますので、以後、議会と市長が対等の立場で牽制し合い、より小樽のまちのために議論ができるようにしていただきたいというのが、私の願いであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、民主党の順といたします。

自民党。

○濱本委員

後ろの席の公明党の斉藤委員から、いろいろ御指摘もありました。全くもって同感です。そういう中で、はっきり言って、昨日からの続きで気持ちがあえています。どうしようかというふうに悩んでもいました。しかし、議員として、たすものはたさなければならないということで、あえて質問させてもらいます。

それと、今の安齋委員の発言の中で、副市長の選任の、今日の新聞夕刊の報道のことがございました。やはり第 3 回定例会以降の市長の記者会見、また、今定例会においての市長の副市長選任に対する答弁、そういうものを見ていると、どうも唐突感というか、議会に対する丁寧さが、私は議会というものに対する態度、市長としての態度がやはりどこか未成熟だというふうに思わざるを得ません。ぜひとも、そういう認識を我々に抱かせないようにしていただきたいなということを申し上げます。

それでは、質問します。

◎市長の答弁訂正について

まず、市長から、昨日の訂正ということでもいただいておりますけれども、改めて確認します。

平成 18 年に、それまでの 4 ステーションの体制だったものを 6 ステーションに変更して実施しました。当然、その前年度若しくは前々年度から、制度変更に係って関与してきた方々がいらっしゃる、実務者がいらっしゃる、その中に堤参与はいなかったということも堤参与は申し上げましたけれども、市長としてその事実を受け入れますか。

○市長

受け入れるも何も、そのとおりだと思います。

○濱本委員

そうすると、今日の訂正の文の中でも、どう考えても、訂正された文章をどう読んでも、主語があっても、堤参与がやはり制度変更にかかわっていたというふうに読み取らざるを得ません。だから、改めてその部分については、やはり、訂正されると、どう考えても誤解を招く文章ですよ。小樽市が制度変更をかけた、それは当然でしょう。誰がそれをやったのかということです。この文章を読んでいくと、やはりどうしても、堤参与がということになる。市役所の職員として制度変更を外野で見えていたから、その見えていたことを今の職員に伝えられるのだという、そういうことではないと思うのですよ。いかがですか。

○市長

先ほど、補足ということで言葉を入れさせていただきました。それは委員会としては認められないというお話で御指摘いただいておりますけれども、昨日の私の説明だとそこまで伝わらなかったということで、恐縮ですが、このように入れさせていただいたところがございますけれども、私としては、そのことが昨日はそのように伝わらなかったのも、伝わるような形で今回の説明という形で話をさせていただきましたので、その認識を持って、昨日、安齋委員のときにも答弁させていただいたということがございます。

○濱本委員

とりあえずは、4 ステーションから 6 ステーションへの制度変更をしたときに堤参与はかかわっていなかったということは明確になったわけですから、その明確になったことはこの場ではっきりした、ここから先のことはまた別な機会にしましょう。

先ほどの市長の発言の最後が「大変失礼をいたしました」となっている。私は、この言葉そのものがやはり、議会に対して誠実に、真摯に向き合っているというふうには思えない。自分の発言の内容若しくは発言した言葉に不足があって、説明をするのに時間がかかりました、誰の発言でもない、市長の発言ですよ、ただ、主因は、主たる要因は市長ですよ、その市長がただ、大変失礼しました、それはいいのではないですか。誰に対して、大変失礼しました、なのですか。簡単に言えば、総務常任委員会の皆様、また、それにつき合った議会事務局の皆様にも大変御迷惑をおかけしましたというのが、普通の人間の感性ではないですか。いかがですか。

○市長

私自身の反省の弁も含めてそのように表現させていただいたところがございますけれども、先ほど山田委員長からもお話があったように、それぞれの方々に対して表現されておりましたので、今回はこのような形で用意させていただきましたが、今後においては、そのように配慮しながら答弁させていただきたいと思っております。

○濱本委員

すごく私は、今、情けない思いです。今後においてはそのように配慮いたしながらという、ということは、大前提が、揚げ足をとるわけではないけれども、こういう文書がまた出るということを言っているわけですよ。二度とこういう文書を出さないで済むようにしなければだめですよ。それを冒頭に言わないと、伝わらないですよ。その辺がずれているということです。それで、先ほど、私は議会事務局の職員の皆さんのことを言いましたけれども、市長、議会事務局の職員の皆さんの任命権者は誰ですか。

○市長

質問の経緯がいきなり切り替わりましたが、総務常任委員会としてその話を聞かれないということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

基本的には、議会にあるというふうに思っております。

○濱本委員

議会というか、本来は議長なのだろうというふうに思います。ですから、その認識があるのであれば、あなたの直接の部下はあなたの後ろにいる、市長の後ろにいる人たちですよ。しかし、ここに座っている議会事務局の職員の皆さんは、あなたの部下ではなく、議長が任命権者でここにいますよ。当然、別個の存在です。我々もそうですし、ここにいます職員の皆さんも議会事務局の職員である、だから、あえて言ったのです。だから、あなたの市長としての発言で、本意ではなかった、混乱を招いたということがそういうところにやはり影響を及ぼしているということを本当に真摯に受け止めてもらいたいと思います。もう一回、何か発言があれば、お聞きしたいと思います、いかがですか。

○市長

ありません。

○濱本委員

市長は、いつも市民の皆様と言うのですよ。圧倒的の市民の皆さんは、普通の人の感覚であれば、自分の発言がいろいろな、市長の大好きな言葉で言うと「さまざま」なことに影響が及んで、遅滞、遅れたり、迷惑をかけたりしたら、やはり関係者には謝罪するものですよ、謝れ、謝らないの話ではないですよ、そういう精神があれば、文章一つをとっても、もっと丁寧な書き方に自然となります。よしんば議会事務局、よしんば市長の後ろにいらっしゃる方々が市長の意を酌んで書いたとしても、加筆されるべきものです。これ以上言ってもしょうがありませんので、私の意見としては、そういう意味では、市長の精神というか、いつも言っている市民の方々の意識と市長の意識に乖離はあると言わざるを得ないということでもあります。

◎自治基本条例について

次に、自治基本条例について何点が質問させてください。

前にもたしか申し上げたと思いますけれども、市長は、自治基本条例についても議員時代に質問されていました、早期に制定してくださいということで。市長に就任されてからも、自治基本条例のブラッシュアップという言葉を使っている。私は、前も指摘したかもしれませんが、ブラッシュアップというのは違うのではないですか、意味が間違っていないですか、使い方が間違っていないかという話もさせてもらったかと思います。市長は、ブラッシュアップで、そのブラッシュアップの一つの形として、小樽まちづくりエントリー制度、市民公募委員登録制度ということを言っている。これはブラッシュアップではなく、自治基本条例に書いてあることを、あるいは、理念条例ですから、実現させるための制度であり、ブラッシュアップではないわけですよ。そういう中で、どう考えても、どうも穴だらけだというふうに思います。なぜ穴だらけか。ほかのまちに公募委員のところの制度もあります、市長が幾つ見ているかわかりませんが、例えば、審議会に入れた場合に、不適格だということが判明したときに、誰が解任するのかとか、そういう制度上の問題がいっぱいあるわけですよ。それから、集めたはいいい、

分野ごとに希望があるのはいい、では、そこからどうやって選ぶのか、それもあるわけですよ。そういうものが一切ない。だから、前にも言いましたけれども、時間をとって、集めるのはいい、希望者を募るのはいい、けれども、制度については、やはりもっと他都市、先進事例を調査して、きちんと明確なルールづくりをする、小樽市が持っている法体系とも整合性があるようにする、そういう手順というか、作業がやはり必要なのではないですか、だから、集めるのは年度末ぎりぎりでもいいのではないですか、発送するのは、その間、時間をとって十分制度設計する必要があるのではないですかということをお願いしてきた。

市長、募集する時期について変更するお考えはありますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

濱本委員から今、市長へということで御質問いただいたかと思いますが、まず、私、事務担当から答えさせていただきます。

一昨日の予算特別委員会の討論のときにも、そのスケジュールの関係の御指摘をいただいております。私どもといたしましては、予算特別委員会の中で皆様から指摘された部分、例えば、今回の公募制度に係る要綱の整備ですとか、抽出の方法、それから、市民の方に対しての今回の制度のお伝えの部分を含めて、そういったところをもう一度整理した上で、発送スケジュールのタイミングについてはかかってまいりたいというふうに考えております。

○濱本委員

今のことと別なことですが、2点聞きます。

今の答弁でいうと、発送のスケジュールについては、遅らせる可能性があるというふうに理解していいかどうか、まず一つ。

もう一つ、市長は、自治基本条例についていろいろ言及されているのですが、市長の認識を伺いたい。

それは、市長の責務という、自治基本条例の中で、小樽市でいえば、同条例の「第7章 市長及び職員」に第17条「市長の役割及び責務」という見出しの条文がある、この第17条は、市長として、必要十分な条文になっているかどうか、その認識を伺いたい。

例えば、四日市市市民自治基本条例第8条第2項には、「市長は、市議会に対して、行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況について報告するよう要求があったときは、速やかに当該行政運営の状況について報告するよう努めるものとします」ということも書いてあるわけですよ。それから、ほかのところの条例には、やはり、毎年、行政の運営方針を定め、説明する責任があるというようなことも書いてある。市長は、自治基本条例に言及されているのでしょうから、たぶん相当な数の他都市の自治基本条例を見ているかと思いますが、今、私が言ったような部分もあるわけですよ。できれば、より具体的に、他都市の事例を踏まえて、小樽市自治基本条例の認識についてお答えいただきたい。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今、2点いただいたうちの1点目について答えさせていただきます。

今回のスケジュールを遅らせるかということで、皆様に説明させていただいたときに、1月中旬発送ということでお伝えしております。この部分の見直しは行った上で、いつの時点かというのは、昨日は、3月中、年度内ということで、おとこの予算特別委員会の中ではお話があったかと思いますが、なるべく早く状況を整理して、1月上旬はたぶん、今の整理の状況では間に合わないと思いますので、それをずらす形なるべく速やかに進めてまいりたいというふうに考えております。

○市長

自治基本条例について、御指摘のように、市議会議員のときにも、ぜひその導入をしてほしいということで、私なりに勉強させていただいたところがございます。恐縮ですが、他都市の事例について、今日、手元に持ってきていないので、一字一句も含めてお話ししてまた間違いがあったら困りますから、具体的には表現できませんけれど

も、このたび、この自治基本条例が小樽市としてもでき上がったということで、これを読ませていただき、確かに、他都市において、今おっしゃったようなほかの項目がさまざま、それぞれの自治体の中で整理されているものもあると思うのですが、私としては、この条例は大変いいものだというふうに思っていて、ブラッシュアップという表現が濱本委員の中で合わないということでありましたけれども、この条例そのものに現時点で直接タッチして変えようという考え方の下で話をしていたわけではございません。今日、濱本委員自身もおっしゃっていたように、この市民公募委員登録制度は、私の中で、この自治基本条例にのっかって、市民の皆様、よりこの行政に参画していただきたいという一つの手法として、これも一つのブラッシュアップの思いで伝えさせていただいたものでございますので、今後において、これが、濱本委員がおっしゃるように、ほかの自治体の状況をいろいろ鑑みながらであったり、もっとよりいいものを導入できるということであれば、それは、皆様と議論させていただきながら、加えられるものがあつたら加えてまいりたいというふうに思っております。

○濱本委員

まず、市民公募委員の話ですけれども、私が求めているのは、制度設計上にまだ不備があるでしょうということを行っているわけです。その不備を一つずつ潰していくためには、やはり必然的に時間が必要だ、時間が必要だから、発送するのは遅らせてもいいのではないかと、ただし、予算はもう予算特別委員会で可決されたわけですから、執行は年度内にしなければならないけれども、その間に不備な点を詰めてくださいと、詰めた以上は、やはり所管の総務常任委員会にきちんと、閉会中でも報告しなければならないと私は理解しているし、それをお願いしたいし、約束してもらいたい。

それから、市長の今の答弁ですけれども、せめてどこか一つぐらいのまちの名前ぐらい、覚えているところがないのですか、見て、これはいいなど。そこと比較したら小樽市はどうなのだとか、そういうのはないのですか。その点をお聞きしたいし、ぜひとも、相当な数の自治体が自治基本条例を制定しています、それぞれの地域特性もあります、そういう中で、やはりそういうものを見て、小樽市の条例が100パーセントではないのですよ、もっと言ったら、議会規定も100パーセントではないのですよ、もっと勉強してもらいたい、そういう意味では、質問に答えられるようにしてもらいたい。自治基本条例に関していうと、事前の質問取りの中で、市長規定の部分の条文のことをきちんと私は伝えてあります。にもかかわらず、何か、手元に何もありませんみたいな話では、やはり困るなという気がします。それは私の感想です。市長、できれば何か、どこかの自治基本条例を見たけれども、それと比べてうんぬんとか、より具体性のある、さまざまなかという言葉ではなく、もう一回、具体性のある答弁をしてもらいたいと思います。十分か、十分でないかということについても、私が先ほど言ったような、例えば四日市市の事例をあえてここに投げかけたわけですよ。だから、それを受けて、では、今、小樽市の条例は、そういうものがあるのであれば、改善する余地があるとか、このままでいいとか、そういう感想でも結構ですから、具体的に答弁してください。

○市長

濱本委員からお話のありました四日市市の条例について、直接は存じていなかったところでもありますけれども、今、濱本委員からお話のあった運営方針に対して、毎年、話を提示するとか、議会との関係のお話も先ほどされていたかと思いますが、私自身、濱本委員からは100パーセントではないというお話がありましたけれども、先ほど話をさせていただいたように、小樽市自治基本条例の内容は決して悪くないものだというふうに思っています。いいものだというふうに思っております。そのような中で、おっしゃるような他都市の事例又は他都市の自治基本条例の中で、よりいいもの、お話しになったようなことも含めて、具体的に導入していきたいという、そういう思いを私自身も持ったときには、ぜひ皆様に投げかけさせていただきたいと思ひますし、より100パーセントに高めていきたいというお話、まず、これだと、まだ足りないというお話でしょうから、濱本委員に四日市市のことを具体的な例として挙げていただきましたけれども、今、自治基本条例が本当に多くのほかの自治体で制定されておりますか

ら、皆様からもさまざまな御提案をいただけたら、私としてもありがたいというふうに思います。

○濱本委員

市長、この小樽市自治基本条例というのは、いろいろな積み重ねがあって、最終形はこれになりました。それで、最終提案は当時の市長からですよ。確かに、我々も、条文改正の提案権はありますよ。しかし、第一義的には市長が提案したものですから、その内容をもっと洗練されたものにするだとか、不足があるから直すだとかというのは、第一義的には市長と市長の後ろにいる皆さんですよ。だから、必要がないという認識であれば、別に、そのようなことを命令する必要はないのです。必要があるという認識があれば、それは命令しなければならないのです。自分はこういうことを自分の部下の職員に命じました、自治基本条例のいわゆる、それこそブラッシュアップを命じました、他都市事例も含めてこれが本当に最高なのか、もっと言うと、山田市長から続いて中松市長の時代に提案されたということですよ。今、中松市長ではなく、森井市長になったわけですから、市長としてどういう判断をするのか、そのブラッシュアップをするのであれば、その判断に基づいて担当の職員に、もっとよりよくなるのはないのか、他都市と比較してどうなのか、今の小樽市として、また、対議会としてどうなのか、そういう投げかけをするということですよ。我々は我々でそれを投げかける、それは当然そうですけれども、我々に対して投げかけを求めていますというのはおかしい話で、主体的に自分でお考えになることですよ。そのように思います。答弁を聞いてもいたし方ありませんので、私はこれで質問を終わります。

○市長

御指摘の部分も、そのとおりの部分はあると思います。私としては、この自治基本条例という、本来の根本的な考え方というのは、市民の皆様、そして市役所、そして議会の皆様、また、さまざまこのまちに携わっている皆様が協働で物事に取り組んでいきましょう、進めていきましょうという根本だというふうに思っております。ですので、この根本も、やはり皆様とそのように一緒につくっていく、いわゆる100パーセントでなければ、それを100パーセントに近づけるために、皆様と一緒に知恵を出し合いながら形にしていくものだというふうに思っておりますので、濱本委員自身がおっしゃるように、この条例は市側の提案として結果的にできたものだと思いますが、それがそこまでつくられる経緯も、皆様にお力添えをいただきながら、その原案ができて、結果、市から提案したというふうに認識していたものですから、私は、そういう思いも含めて、先ほど、ぜひ皆様からも、先進事例等があったら教えていただきたいという思いをお伝えしたのも、その根本の考え方の下でということと話をさせていただいたものですから、ぜひ今後においても、これに限らず、皆様からさまざまな御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤委員

先ほど濱本委員が触れられましたが、副市長の件、森井市長は、この件についても議会に対して全く誠実さを欠いた対応だというふうにだけ述べておきたいと思います。

◎市長の答弁訂正について

質問に入りますが、先ほど、自治基本条例に関して、濱本委員の質問に対して、市長が他の自治体に関して、また間違いがあったら大変だというふうに発言されておりました。市長の念頭には、今回のこともあったかもしれませんが、しかし、今回のことは、間違いではないですよ。間違いなのだったら、間違いだったと言ってくださいよ。間違いだと言わないから、大変なのです。市長、今回のことを間違いだと思っているのですか。

○市長

冒頭に話をさせていただいた、安齋委員の御質問に対する私の答弁の中で、濱本委員から御指摘いただいた言葉

足らずだった部分のことについてお聞きになっているかと思いますが、それは、先ほど私が話をさせていただいたとおり、補足し、そういう認識ですということで、伝えさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

とぼけた答弁をしないでくださいよ。何を言っているのですか。

では、具体的に聞きます。

委員長の指示により、反訳メモ、資料をいただきました。この 4 ページ目、下のほうには 1 と書いてありますが、この真ん中あたりです。堤参与が、事実関係でいいますと、かかわっておりません、このように答弁されました。その後、濱本委員が改めて質問して、市長が、大変恐縮ですが、私はそのように認識していたものです、と。「そのように」とは、どういうことですか。教えてください。

○市長

参与自身が除排雪に対して、4 ステーションから 6 ステーションに変更したことも含めてそのことをしっかり把握されているということで、話をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

かかわっていたか、かかわっていなかったか、昨日は、事実関係でいいますと、かかわっておりませんと言っているのですよ。どうなのですか。

○市長

先ほど、濱本委員の質問の中で、かかわっていたか、かかわっていないかということに対しては、かかわっていないということで、私もそのように把握しているということで答弁したかと思います。

○斉藤委員

初めから、かかわっていないことはわかっていた、今、そうおっしゃったのですね。

○市長

そのとおりでございます。

○斉藤委員

では、その次のページで、市長が、私は、先ほど安齋委員とやりとりをしたそのように考えて答弁したところがあります、と。この「そのように」は何ですか。最後のページです。

○市長

これは、安齋委員とのやりとりについての答弁だったかと思いますが、安齋委員とやりとりをしていたときには、そのように認識しているということで話をしたところでございます。

○斉藤委員

「そのように」というのは何ですかと聞いているのです。

○市長

参与自身が除排雪に対してエキスパートだというふうに私が感じているということをお話ししたということでございます。

○斉藤委員

市長は、もともと、4 ステーションから 6 ステーションへ変更になるときに参与がかかわっていないことはわかっていた、わかった上で、このような、この参考の反訳メモの最初のページにあるような、とうとうとですよ、こういう発言を、みんなこれを聞いている、委員も、インターネット中継等で市民の方も聞いていますよ。これは、参与が深くそういうステーションのことに通じていて変更にかかわったから、そのことを、今回の場合にも、職員の方にそういうアドバイスをしているのだな、熟知されていて、過去の取組を伝達してくれたのだな、普通に聞けば、後からこの反訳メモを読んでも、そう思いますよ。これを後から、主語が違う、市だ、参与だ、詐欺です

よ、そんなこと。許されませんよ。そのようなことを言ったらだめですよ。それで通ると思ったら大間違いですよ。市長ともあろう者が、小樽市の行政のトップですよ、その人が、このような社会通念、一般世間の信義誠実の原則を全く無視して、後から詐欺まがいのようなことを、後から、あれは主語が違いました、何を言っているのですか、議会でそのような答弁をしたら、一回一回、あなたの主語は何ですかと聞かなければならないのですよ。そのようなばかなことがありますか。きちんと答弁してください。

○市長

そのときの答弁においては、主語が抜けているということで、皆様にはそのような勘違いをさせてしまったということもあり……

（「勘違いじゃない」と呼ぶ者あり）

それで、提示させていただきましたので、私としては、それで、その認識を持って話をしているということで伝えさせていただいたところでございます。

○齊藤委員

濱本委員は、昨日、質問の最後のほうまで、間違ったのでしょうか、錯誤ではないのですかと何回も聞いているのですよ。それを市長は、わかっていたのですと言っているのだよ。濱本委員が善意で、勘違いだったら許せるなど。これは、勘違いでなかったら、詐欺だよ、本当に。わかっていると言ったのだったら、許されない。勘違いだったら、間違いを訂正すれば済む。それは、それ自体も大変なことですよ、だけれども、間違いだった、では、間違いなら直しましょうとなりますが、いや、わかっていると言ったのだと言われたら、我々はどうすればいいのですか。議会を愚弄するのもいいかげんにしていただきたい。そのようなことは議会で通らない。きちんと答弁してください。

○市長

私は、議会を愚弄しようとしてこのように話をしているわけではございません。また、そのような認識の下で話をしていたので、それをそのままにお伝えしただけでございます。

○齊藤委員

いや、愚弄していますよ。今回ばかりではないのです。ずっとそうなのですよ。市長、議会に向き合っていない。議員が一生懸命質問しても、真面目に答えないではないですか。それで、真面目だと、誠実だと言えるのですか。全く許せない。このような答弁で、議会在、ああ、わかりましたと言えますか。きちんと答弁してください。

○市長

私自身は、もちろん、お答えできるように、皆様からの御質問や御指摘を受けながら、その都度、私なりに思いも含めて答弁させていただいているところでございます。私の先ほどの言葉足らずでそのように伝わってしまったのは、本当に私としても大変恐縮だなというふうに思っております。そのようなことがないように、今日、皆様からも御指摘いただきましたけれども、一生懸命努めてまいりたいと思っておりますし、今後においても変わらず、誠意を持ってやってまいりたいというふうに思っております。

○齊藤委員

言葉足らずや間違いだったら許すと言っているのですよ。これは言葉足らずではないのだよ。わかっていると言いました、どういうことですか。この答弁をみんな、市民も聞いているのですよ。市民も見ているのですよ。市民をだますのですよ。このようなことが許されますか。市長、きちんと答弁してください。

○市長

恐縮ですがけれども、質問内容は、今のお話はどういうことですか。御指摘はわかりましたけれども、答弁してくださいという、その内容が、恐縮ですが、今、わかりかねたので、もう一度言うただけいたら助かります。

○齊藤委員

市長に反問権はないのですけれども、質問の趣旨として、間違いだというのだったら、間違いで認めます。これ

は間違いではないのですよ、間違いではないと市長も言っているのですから。主語が違いました、上のほうは市で、また途中で参与に切り替わる、そのようなことを後からくっつけてはだめなのですよ。

(「そんなこと言われてもな」と呼ぶ者あり)

最初から最後まで主語は参与ですと言いなさいよ。そして、間違っていましたと言うべきです。間違っていたのでしょう。なぜ、間違っていることを間違ったと言わないのですか。市長のその姿勢がだめなのです。指摘されたら、言葉を翻す。翻したら、それで突っ張る、謝らない。いつもこれではないですか。このようなことを毎回、毎議会、総務常任委員会、建設常任委員会でやっていては、議会が成り立ちませんよ。きちんと訂正してください。

○市長

訂正するも何も、私自身はこのように考えて答弁したので、そのとおりにお伝えしたまででございます。しかしながら、皆様からも御指摘をいただきましたし、先ほど佐々木委員からも、主語を切り替えるときにそのようなことをきちんとと言わないことそのものがそのような誤解を招くという御指摘もいただき、私自身もそれに対して受け止めて、考えて答弁しなければならぬと今、改めて認識しているところでございますので、これについては、その考えの下で話したということで、訂正とか、間違いですということをお認めなさいと言われても、そのように考えていませんでしたので、今まで話をしたとおりでございます。

○斉藤委員

なぜそれほど主語を途中で何回も切り替えなければならないのですか。普通、主語が切り替わったと聞いていないですよ、みんな。ここは主語が切り替わったのだな、そんな、後づけの言いわけですよ、それ。委員会の審議を何だと思っているのですか。議会ですよ。誠実に心から謝っていただきたい。今までいろいろな事件があって、いろいろなテーマがあって、市長は、除雪の件でも、謝りなさいと何回も言われましたよね。それで絶対謝りませんでしたよね、市長。これだけ議事を愚弄し、委員を欺き、市民まで欺くことになるのですよ。それをなぜ謝らないのですか。謝りなさいよ。

○市長

冒頭に委員長から話す機会を与えていただきまして、誤解を招くような話でありましたから、それについて補足させていただきました。そして、濱本委員から、その言い方では足りないというお話だったかと思えますけれども、私としては、自分なりに誠意を持って、その謝罪も含めて、大変失礼をいたしましたという言葉を入れさせていただいたところでございます。間違っていたことで謝りなさいという御指摘なのかわかりませんが、私自身は、これは間違いとして話をしたわけではございませんので、そのような認識の下で話をさせていただいた上で、そのように誤解を招いたので、私なりに、謝罪も含めて話をさせていただいたところでございます。

(「わからない」と呼ぶ者あり)

(「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

(「議事進行か」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

議事進行と申しますか、昨日から今日にかけて、私と森井市長とで何回か話をさせてもらったのですが、森井市長から聞いている話で、今、森井市長がなぜそこを言わないのかということところが若干あって、それで少しこの議論が深まるのであれば、いったん休憩をとっていただいて、質問と答弁が全然かみ合わないでこのまま、間違いを直せとか、謝れとかという話よりも、一度、私が知っている深い部分のところも議論に入れていただいた上で、それでも違うというのであれば、またやっていただけたらと思うのですが、一回、休憩をとって、私から説明させていただきたい……

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

休憩は必要ありません。

○委員長

はい。

○齊藤委員

百歩、百歩どころではない、千歩譲って、安齋委員の質問に対する市長の発言、答弁がまことに不適切です。市長は、途中で主語が変わったのだとか、後づけで言っていますけれども、そのようなことは成り立たない。けれども、千歩譲って、そうだとすると、まことに不適切な答弁です。人の心を欺く。誤解を与えるなどというものではないですよ。こういう不適切な答弁をしたということについてしっかりこの場で、私に対してではないですよ、市民に対して謝っていただきたい。それが最低限の誠意ですよ。そうしなかったら、成り立たない、議会が。市長、ここで首をかしげてもだめなのだよ。市長のやっていることは、適切ではないのだ。誰が見ても、許されることではない。きちんと謝っていただきたい。

○市長

それについては、一番初めに委員長から発言を認められて話をしたとき、そのときの思いのままでございます。

○齊藤委員

そのときの思いのままとは何ですか。これだけ言って、濱本委員も先ほど言っていたではないですか、失礼で済む話ではないのですよ。きちんと教えてくださいよ。

(「今のは質問ですか」と呼ぶ者あり)

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでございますので、恐縮ですけれども、そのような考えでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

委員長に申し上げます。

市長の発言は、代名詞があまりにも多すぎてよくわからない。もっと具体的に、先ほどそのように発言したとおりです、先ほどの発言と同じです、なぜ先ほどの発言を引用しないのか、引用して言えばいいだけの話で、先ほどの発言と同様です、それはだめですよ。

(「だめです」と呼ぶ者あり)

常にそういう代名詞の発言が多すぎるので、答弁が多すぎるので、委員長からぜひとも、誤解を招かないように、代名詞はできる限り使わないで、率直な言葉も添えて答弁するように促してください。

○委員長

わかりました。

市長においては、再度繰り返しの言葉にならないように言葉に表して、再答弁のときには誠意を持って答弁していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○市長

私もそのように努力したいところでございますけれども、やはり、同じ質問を同じように繰り返されれば、私も

同じ答弁で繰り返さなければなりませんので、そのように答えさせていただいているところでございます。

○委員長

市長に、委員長から申し上げます。

そういう場合でも、これは議会のルールでございます。再答弁なさるときも、最初のお言葉をもう一度繰り返してもいいので、市長の意見については、繰り返しの言葉でも、委員長としては構いませんので、その点に気をつけてください。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

市長に、この答弁をそのとおりですというやりとりは明らかに、たぶん、これ以上やっても全然出てこないの、私から市長に対して、この部分を答えたら少しは変わるのではないかというところを言わせてください。

(「それは議事進行じゃないって」と呼ぶ者あり)

○委員長

違う。それは議事進行に関する発言ではないです。

○安齋委員

しかし、このままでは進まないですよ。

○委員長

安齋委員に申し上げます。

今の件については、議事進行に関する発言とは認められません。

斉藤委員の質問を続行したいと思います。

○斉藤委員

これだけ聞いても、言っても、お願いしても、市長が何ら、一步も半歩も前進しませんので、私はこれ以上質問できませんので、これで終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎市長の答弁訂正について

最初に、今のやりとりを伺っていて、一言だけ話をさせていただきたいと思います。市長、非常に何か説教くさくて嫌なのですが、聞いていて思うので、言わせていただきます。

中国の格言の中に、このような話をするのもあれですが、綸言汗のごとしという言葉は御存じですか。意味は、綸言汗のごとしというのは、君主が一度口にした言葉は訂正したり取り消すことができない、取り消したりはしないという意味です。

もう一つ、君子は豹変すという言葉があります。君子は豹変すというのは、お酒を飲んだら、あの人、変わってしまったねという意味ではなく、徳の高い立派な人物は、過ちに気づけば即座にそれを改め、正しい道に戻る、そういうものだということなのだそうですよ。

この二つの言葉は対照的なように思いますけれども、市長のここまでのいろいろな議会での答弁等を伺っていると、どうも、綸言汗のごとしという言葉は悪い意味の言葉では決してないわけなのですが、市長がいろいろところで、一度出た言葉をなかなか訂正はしない、というのは、こういう意味合いで市長はおっしゃっているのか、

さらに、君子は豹変すという言葉聞いて、これについては、本当にこういう立場で私たち、私は臨んでいただければと思うのですが、この二つの格言を今聞いて、市長、どのように思われたか、感想を聞かせてください。

○市長

前段の言葉は、恐縮ですが、初めて聞きました。そのような信念を持つてという思いも、そこに重なっているのだろうかというのを、今、お話を聞いて思ったところでございますけれども、後段の君子は豹変すについては、私も存じておりましたが、そのような意識も自分自身としても持たなければならないという考えも、私としては、今、改めてお聞きし、思っているところでございます。

○佐々木委員

この二つをしっかりと、市長の気持ちの中でバランスをとって言葉等に生かしていただきたいなと思います。どちらか片方に偏るということが、やはりさまざまな間違いが生まれる原因になると思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、ことわざに、知って行わざるは知らざるに同じという言葉もあるのだそうです。これは日本のものらしいですけども、どれほどいいことを知っていても、それを行動に表さなければ、わからないのと同じだというような意味だということなのだそうです。今、ここで話したこと、その辺について少し考えて、それを行動に表していただければというふうに思います、何か偉そうに言って申しわけないですけども。

もう一つ、今、斉藤委員は非常に怒っておられました。いろいろなことについて、斉藤委員は、本来の質問の中に、日本遺産についてというようなことも入っておりまして、本来であれば、この件についてもしっかりと議論されていく、私も非常に楽しみにしていましたし、大事なことだった、そこを質問できなかった部分については、斉藤委員も、非常に悔やむ思いもきっとあるのではないかと思います。先ほども言いましたけれども、そういう政策論、実質論議ができるように、お互いに気をつけなければならないことはあると思うのですが、市長にぜひ考えていただきたいということをお願いして、1件目は終わらせていただきます。

◎いなきたコミュニティセンターの爆破予告について

次に、いなきたコミュニティセンターの爆破予告について入らせていただきます。

この件につきましては、新谷議員も予算特別委員会の中で取り上げておられましたけれども、今後、他地域にも見られるようなこの種の脅迫とか情報、そういうのが最悪、予告で終わらずに、実際に爆発してしまうというようなことさえも起きかねない、昨日の段階のインターネットのニュースを見ておりましたら、ロサンゼルスで実際に爆破予告が、これはインターネットを使ったのか、あれを使ったせいで27万人だかの子供たちが実際に避難するというようなことになっていたそうです。小樽においても実際にこういうことが起きないとは限らないということで、私がこの件を聞いて一番思ったのは、これは本当に事件ということでもいいのかな、ある意味、いろいろ調べていけば、災害というものに当てはまるのではないかなと考えたのです。災害という言葉調べますと、やはり自然災害がどうしても浮かびますし、そちらに行きますけれども、人為的な災害というのも、今後、いろいろところで対応を考えなければならないのではないかとこのように私は思いました。今回の爆破予告の電話というのは、小樽市としては災害に当たると考えられるのか、それとも刑事事件ということなのか、そういうところを聞かせていただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

このたびの爆破予告につきましては、報道によりますと、威力業務妨害ということで捜査しているということでありますので、刑事事件であるというふうに考えておりますが、本市における対応におきましては、危機管理対応であるというふうに考えております。

○佐々木委員

危機管理対応に当たるといことですね。そうであれば、この場合、小樽市には小樽市地域防災計画というもの

があります。この地域防災計画に沿った対応や対策がされることになるのでしょうか。

○（総務）半田主幹

地域防災計画に沿った対応につきましては、本市の地域防災計画には、今回のような事件に対応するようなマニュアルや計画は記載しておりません。ただ、住民等の避難後の対応の部分、避難所の開設については、今回は地域防災計画に準じた対応ということで対応させていただきました。

○佐々木委員

準じた対応ということですね。準じた割には、今回の場合、新谷議員の御質問の中の御答弁から見てきたことは、大変残念な対応であったというような感じを受けております。

そこでお聞きしたいのですけれども、私たちに、各会派に説明がその後ありました。そのときに、生活環境部からと総務部防災担当から、2枚に分けて説明が来たのです。それぞれ時間が入っていて、どういう対応をしたかというのを書いてきました。ただ、2枚に分けて見ますと、何がどう行われたのか、全く時間の経過がわからないのです。統一して時系列になったメモというのは、その後、つくられたのかどうか。

○（総務）半田主幹

事件の時系列につきましては、当初、議員の皆様には配付した時系列につきましては、あくまでも速報ということで、日曜日に起きて月曜日の朝一番で皆様に配付したということで、そのような形になってしまいました。現在、この時系列につきましては、警察ですとか、消防ですとか、担当する部署がまたがっている部分について取りまとめをいたしまして、現在、統一したものを作成中でございます。

○佐々木委員

それは、もしできましたら、また御提示いただきたいと思うのですけれども、自分でつくったのです、その2枚を時系列に並べて。そうすると見えてくるのですけれども、新谷議員も指摘されておりましたが、避難者は、これで見ると、最初に色内小学校に避難し、警察が避難指示をして、そして外で待機している、その時間が40分以上あるのです。それから、どこからどこに連絡したというのも、こうしていきますと、例えば、びっくりするのですが、消防本部から防災担当に連絡が行っているのですけれども、消防本部にはどこから連絡が行ったのでしょうか。

○（消防）総務課長

消防本部にいつ連絡が来たかということでございますが、13時33分、小樽警察署から消防本部に爆破予告があったという御連絡が入っております。

（「警察から行ったんだ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

これで何となくつながりました。

それで、通報の連絡体制が非常に錯綜しています。今、聞いて、初めてわかった部分がありますけれども、例えば、株式会社小樽ビル管理のところに行って、そこから警察に行くとか、社長のところからですか、それから、この中で一番びっくりするのは、コミュニティセンターの西川副館長から生活環境部主幹に連絡が入ったのは14時36分、その後、14時41分、5分後には規制解除確認で、これでほとんど終わっているのです。この終わる5分前であれば、こちらには連絡が来ないという状況になっています。

それで、お聞きしたいのですけれども、この連絡通報の体制について、ほかの自治体等を見ますと、例えば教育委員会とか、高等学校などでこういうことがあった場合については、警察、消防署、所管の教育委員会等に直接連絡するというような形になったりしています。こういう部分について、この連絡体制について、きちんと統一したものが必要だと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

連絡体制につきましては、今回の例で申しますと、指定管理者と本市が締結する基本協定に緊急時の対応が定め

られておまして、緊急事態が発生した場合には、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報しなければならないというふうに定められておりました。ところが、この指定管理者は、警察からの事情聴取を受けていたことで、連絡しなければならないというふうに意識はしていたそうなのですが、連絡する時間が遅れたというふうに聞いております。

○佐々木委員

その辺のところはきっと反省材料で、今回、何もなかったのが不幸中の幸いだと思いますので、生かしていただきたいと思うのですが、今まで聞いていてこういう件で一番心配なのは、やはり保育所や幼稚園、小・中学校だと思っております。それ以外にも、病院や高齢者施設でも、そういうところもありますが、ここにいらっしゃるのの小・中学校の関係ですので、ぜひお聞きしたいのですが、学校の危機対応マニュアルの中にこういう爆破予告への対応というのはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

現在、各学校の危機管理マニュアルには、爆破予告については盛り込まれておりません。

○佐々木委員

他県では、先ほども言いましたが、教育委員会から、学校ごとでも学校安全計画や危険等発生時対処要領として、爆破予告があった場合のことをきちんと 1 ページ分とって、そこからどこにどのように連絡するかというようなことも載っています。こういうもの、基になるところは、各学校でつくればよいということではなく、例えば北海道なら北海道教育委員会のところにそういうものがあってしかるべきなのですが、私が調べた範囲では、道の段階でもないのですよ。ですから、まず小樽市でつくれとは言いませんので、少なくとも、道教委にそういう基本のものぐらいつくってくれということは、働きかけをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

委員からお話がありました、道教委が作成されています、学校における危機管理の手引には、この爆破予告については触れられておりません。市教委としても、今回の件を踏まえまして、関係部局と連携を図り、マニュアルに盛り込むよう各校に促してまいりたいと思いますけれども、大もとにしています、道教委が作成されています手引にも、今そういったものが触れられておりませんので、市議会の質問の中でそういった御意見がありましたことは、道教委に伝えてまいりたいと思います。

○佐々木委員

この項最後ですけれども、やはり、本市においても、非常に複雑・多様化した社会的・人為的な災害というのがいつ発生するか本当にわからないという状況で、市民の安全だとか安心だとかを守るために、私が話を聞いていて非常に思うのは、市役所全体で、総合調整機能というのですか、危機管理に対応する部署というのがしっかり必要だと思うのですが、その点についてお答えいただきたいのです。というのは、なぜそう思ったかということ、新谷委員の質問の答弁に立った方は、財政部契約管財課長、生活環境部主幹、総務部防災担当主幹と、本当に複数があった、いや、ここはこの部署で、ここはあれです、避難は防災です、ここはあれという、これをやっていることで、こういう連絡がきちんと行かないということになってしまうというふうに思います。いかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

今回の件を受けまして、他都市の事例について幾つか調べてみました。それで、札幌市と苫小牧市では危機管理指針というものを作成しているところまでございました。我々も、担当部署というところまで必要かどうかというのは、今、事件が発生したばかりなので、そういう認識に立つのはなかなか難しいところなのですが、当面は、これらに対応する体制の強化を進める中で、こういった指針ですとかマニュアルの作成に向けて研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

人為的な爆破予告などということに特化した部署をつくれということではなく、こういう危機管理体制全般にわたって、やはり部署が分かれなくて、総合的なのが要するという意味ですので、どうかよろしく願います。

◎原子力防災計画について

次に、原子力防災計画についてお聞きします。

今回、素案が出ております。この中を読ませていただきました。以前から私たち民主党会派は、原子力防災計画をつくれとずっと言ってきました、ようやく今回できてきた、これも、やはり、道・国でできたので、それに沿ってという形でつくられているということでしたけれども、この中で、私たちがずっと主張してきた、独自でという部分で言ってきた部分があるのですが、小樽市独自の部分というのはどういう部分があるのか、聞かせてください。

○（総務）小濱主幹

今回の素案についてですが、委員からお話がありましたように、道の原子力防災計画、また、国の防護対策に対する考え方を踏まえた内容としておりますので、とるべき防護対策の方向というのはある程度決まってきました。市独自部分というところについては、特にはございません。ただ、国の考え方の中で、空間放射線量率の基準に基づいた避難の可能性などについても触れられているところから、道の計画にはございませんが、避難についても素案に盛り込んだところでございます。

○佐々木委員

後段でお話いただいた小樽市民の避難という部分について、私たちが常日ごろから主張してきたところですが、それが入ったという部分については非常に進歩だと捉えさせていただいております。

見ていまして、小樽市民が避難する場合もある、屋内待避だけでなく、屋外、どこかに向かって避難していくこともあるのだというのであれば、このとき出てくるのは、安定ヨウ素剤というものを、小樽市においてもやはり備蓄や配布というのを視野に入れる必要があるのではないかと思います。というのは、小樽市よりも泊原発から遠いところにあります札幌市の原子力防災計画の中には、安定ヨウ素剤の備蓄の項があって、体制を整備することで載っているのです。それよりも泊原発に近い小樽市にそれが無いという部分について、少し不思議に思ったものですから、お答え願います。

○（総務）小濱主幹

今回国から示されましたUPZ外の防護対策につきましては、おっしゃるように、屋内退避を中心に行うこととされております。また、基準に応じた避難の可能性についても触れられているところなのですが、UPZ圏外の自治体では、安定ヨウ素剤の備蓄は必要がないという形で整理されているところでもあります。それで、今回の素案については記載していないところでございます。ただ、今回の防護対策の考え方というのが示されたところなのですが、これらの対策については、絶えず見直しを行い、新たに知見などによっても修正されていくものと考えているところでもありますので、安定ヨウ素剤の予防服用も含めて、UPZ外の防護対策については引き続き検討を行ってほしいということで、支援策の充実などについても、道にも求めていきたいというふうに考えております。また、この本市の計画も、これらの検討状況ですとか独自の検討などにより必要な修正を行っていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

次に、万が一市民の避難となった場合ですけれども、具体的な避難経路や避難先というのは想定されているのかどうか。

ほかの災害とこの原子力災害の場合の一番の違いというのは、放射線は見えないということなのです。火がそばに、火事が燃え盛って自分に向かってきたということと、放射線は全く感知できないということによってデマやパニックが非常に起こりやすいということも、この前の福島第一原発事故でわかったことだというふうにお聞きし

ています。間違った情報により被害を拡大させた例もあったように聞いていますので、市民への情報伝達の活動について、これについての対応について聞かせてください。

○（総務）小濱主幹

災害時の情報伝達については、原子力災害にかかわらず、ほかの災害においても大変重要なことだと考えております。原子力災害についても、従前、ほかの方法と、伝達の方法というところについては変わらないかと思いますが、おっしゃるとおり、放射線の影響というのは五感に感じられないという特徴がありますので、よりの確、迅速な情報の伝達が必要と考えています。このたび、原子力防災計画の素案でも、広報を行う内容について、項目などについて例示して、わかりやすく、的確に、早く情報が伝達できるというような形で記載したところでございます。

避難先については、現在、道などと、圏外のところで、市外に避難するとか、そのような体制になっていないものですから、今のところは市内になりますが、避難先としては、従来のこれまでに使っている指定避難所というところを考えております。

○佐々木委員

この項最後に、森井市長は、公約において、泊原発の再稼働に反対の立場を示されています。私も同じ立場ですが、これだけこの原子力防災計画の中を見ますと、万が一事故が起こったときには、物すごくとんでもないことになる、だから、本当にこれが起こらないのが大前提だというふうに思うのですよ。

そこで、その上で、市長が原子力発電について反対という立場、再稼働に反対するという立場でもって、今回の防災計画の策定に市長のそういう方針が影響している部分、それから、御指示があった部分などがあれば、聞かせてください。

○（総務）小濱主幹

市長の影響ということなのですが、福島第一原発事故を踏まえまして、本市の地域防災計画に原子力災害対策を追加するということは、市長の考えているところでございます。ただ、現に泊発電所が、もう実際に存在がある以上、発電所の稼働の有無にかかわらず、万が一の事態に備え、原子力災害に対する対策をとる必要がある、このような認識の下で作業を進めてまいったところでございます。

○佐々木委員

どうなるかはわからないわけですから、万が一に備えてという意味では必要なものだろうと考えます。

◎日本遺産について

最後に、日本遺産について質問させていただきます。

日本遺産について、今回、御報告がありました。私たちは、お願いいたしまして、総務常任委員会で尾道市に視察に行ってもらいました。尾道市は、第 1 回目である今年の日本遺産の認定を受けたまちです。市内には、非常にポスターとか、街頭に旗が張られ、飾られていまして、祝日本遺産認定というムードが盛り上がっていました。反面、タクシーの運転手に聞くと、いや、まだあまり認知されていないのですけれどもねというようなこともあって、これからだという感じがしております。この担当者の方からは、かなりの関門をくぐり抜けて認定に至ったということを非常に感じました。

そこで、その視察の中で学んだことについて何点か質問させていただきます。

文化庁との協議を非常にしつこいぐらいやっている、全部で正式なものを含めて 8 回ほどやられていて、電話と電子メールでも頻繁にやりとりをしていて、文化庁からは一番熱心な自治体だというふうに言われたそうです。それぐらいしっかりとした太いパイプを持って当たらなければ、これは非常に狭き門であるということなのです。いろいろな議論が今定例会でもされています。その中で心配になったのは、中央とか、国、文化庁ですけれども、北海道からの情報収集、それから、そういう機関、他のところとのパイプの確保が少し心配される場面が何度もあったものですから、これは本当に大丈夫なのかどうか、この辺について御意見をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

10月に、担当者が文化庁主催の歴史文化基本構想策定の研修会に参加しております。それから、道教委や後志教育局とは常時、連絡をとり合っておりますので、国や道とは相談し、アドバイスをいただけるような体制をとっているということでもあります。

○佐々木委員

今度は小樽市のところでの話ですけれども、準備体制はやはりオール小樽で進めていくべきと前定例会の中でも話をさせていただきました。やはり、教育委員会やまちづくり関係、歴史的建造物の関係ですね、それから、観光、経済、この辺の連携は必須なのですけれども、この体制構築、策定委員会その他も含めて、特に観光とか経済、商工会議所を含めて、連携が非常に重要だと考えますが、この点については大丈夫でしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今後、産業港湾部を通じて、十分な連携を持って協力していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひよろしく願いいたします。

実際の申請に際しては、長い期間がかかるものですから、誰が、きちんとチームをつくって、事務局というのですか、それを担うのかということが大事だと思うのです。この具体的な実務を担当する事務局、その担当者、これが必須だというお話でございました。尾道市で、先ほど言った担当者の方というのは、非常にマニアックというか、かなりこだわりのある方でした。そういう思い入れのある方の参加がやはり大事である、事務局で担っていただくのが大事だと思いますけれども、その辺の協力関係というのはどうなっているでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

先ほどの国の研修会に参加した担当者が、生涯学習課に配置されております文化財担当の学芸員であります。強い思い入れを持っておりますので、心配ないかと思えます。

○佐々木委員

その方に非常に期待をかけてまいりたいと思います。

それで、これもまた大事なところだったのですけれども、尾道市の担当者の方が最も大変だったと言うのはストーリーづくりで、日本遺産はストーリーが大事なのだよというお話がありました。やはり一つだけぼんと言うのではなく、何点かをとにかく一つにまとめて、どこからでも切り口に入れるというようなものを、短い、5行の言葉の中で表すという、これがやりとりの中でも本当に大事であったというふうにおっしゃっていました。言葉で言うと、5行の中に多様なインパクトのある、刺さるコピーが不可欠というふうに言っております。こういう刺さるコピーを考えるとというのが、例えば大学の教員とか、いろいろな方がそういうものをつくるというのは非常に難しいだろう、どうしても言葉をたくさん継ぎたくなりますので、こういうことの専門家の方にぜひ最初の段階から思い入れを持って一緒にやっていただくというようなことは、私は非常に大事なことなのではないかなと思いましたが、そういうことは可能でしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま佐々木委員が言われた観点も参考に、歴史文化基本構想の策定委員の選定に当たりたいと思います。

○佐々木委員

本当に今のところは大事だよというふうに言われていましたよね、たしか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、最後の質問をさせていただきます。

この申請時期について、報告資料の表を見ますと2018年4月、認定が2020年3月となっています。これを見ると、

尾道市の場合は、申請を 3 月に出して、そして、その 1 か月後の 4 月にはもう認定になっています。ですから、1 か月の審査期間でもってなるということなのです。ということは、ここの表現の仕方を見ると、最低限 3 回チャンスがある、一回出してもしだめでも、その次の年、その次の年という意味で書かれているというふうに押さえていいのかどうかということが一つ。

もう一つは、先ほども言いましたけれども、やはり、市民の間にどれぐらいこういう、日本遺産は大事なのだ、小樽市にとってそういうのが特に大事なのだ、これは何かのエポックメイキングになるものだよというような、市民周知みたいな、啓発みたいなものが必要だと思うのですが、その辺はどのように進めていくのか、以上の 2 点をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

国や道との連携の中で、1 回のチャンスを物にできるように進めてまいりたいと考えております。3 回あるから 3 回ということではなく、1 回できちんとできるように進めてまいりたいと思います。

それから、市民への周知でありますけれども、シンポジウムやグループワーク等を行いながら、市民の皆さんの御協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

児童・生徒、やはり未来を担う子供たちなどにも、ぜひこういうことについては広げていってほしいなと思いますので、この取組について今後よろしく願いして、これで終わらせていただきます。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 22 分

再開 午後 6 時 43 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、当委員会に付託されました議案第 21 号小樽市非核港湾条例案について可決の立場で、議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について否決の立場で討論を行います。

詳細については、本会議で述べます。

今年は、第 2 次世界大戦終結 70 年であり、広島、長崎の被爆 70 年に当たります。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することが求められます。

議案第 5 号です。我が党は、いわゆる一元化法について、年金数理の違いを無視して、厚生年金に加入させ、共済年金の給付水準を一方的に引き下げるものだと主張し、反対しました。そもそも、保険料率は高いほうにそろえる、給付は低いほうにそろえるもので、根本的な改善にはならないものであり、国の制度上のものとはいえ、賛成できません。

委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 21 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第 5 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。